

平成28年10月20日

「UR-NETの運用支援等に関する業務の民間競争入札に係る実施要項(案)」に関する意見等の募集の結果について

独立行政法人都市再生機構

当機構では、平成28年7月29日(金)から平成28年8月19日(金)まで、当機構のホームページにおいて「UR-NETの運用支援等に関する業務の民間競争入札に係る実施要項(案)」に関する御意見又は御提案(「意見等」といいます。)の募集を行い、その結果、意見募集に係るページに約133件のアクセスをいただくとともに、8件の意見等をいただきました。

いただいた意見等の概要及びそれに対する当機構の考え方を以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

意見等の概要につきましては、今後の業務遂行に当たって、参考にさせていただきたいと考えております。

皆様方の御支援に深くお礼申し上げますとともに、今後とも当機構の業務につきまして御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ いただいた意見等の概要と当機構の考え方

別紙参照

<担当部署(お問い合わせ先)>

(担当部署名)

総務部情報システムチーム パブリックコメント担当

広報室広報チーム パブリックコメント担当

(住所)

神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー

(電話番号等)

045-650-0111(代)

公共サービス改革法に基づく民間競争入札実施要項案(UR-NETの運用支援等に関する業務)に関して寄せられたご意見について

別紙

- 1 意見提出件数:8件
- 2 意見又は提案(以下「意見等」)の概要及び回答

平成28年10月20日
独立行政法人都市再生機構

項番	頁番号	項目	意見等	回答案	修正内容
1	1	2(1)ア(ア)システム概要	<p>「約115 台のサーバと約8,100 台のクライアントパソコンを有しており、」</p> <p>との記載がありますが、別添1 調達仕様書(案)P1に「UR-NETは、約130台のサーバと約8,200台のクライアントパソコンを有する」と記載されています。どちらが正しいのでしょうか？</p>	<p>仕様書案に誤記があり、また仕様書案作成後に変動がございましたので右記のとおり修正します。</p>	<p>民間競争入札実施要項案2(1)</p> <p>修正前 「約115台のサーバと約8,100台のクライアントパソコンを有しており、」</p> <p>修正後 「約130台のサーバと約8,500台のクライアントパソコンを有しており、」</p> <p>調達仕様書案2-2(1)</p> <p>修正前 「UR-NETは、約130台のサーバと約8,200台のクライアントパソコンを有する」</p> <p>修正後 「UR-NETは、約130台のサーバと約8,500台のクライアントパソコンを有する」</p> <p>修正前 「本業務の対象となる新UR-NETサーバ群(約155台)は」</p> <p>修正後 「本業務の対象となる新UR-NETサーバ群は」</p>
2	7	2(4)創意工夫の発揮可能性	<p>本業務を実施するに当たっては、運用負荷軽減の観点から請負者の創意工夫を反映し、サービスの質の向上に努めるものとする。</p> <p>との記載がありますが、サービスの質の向上にあたり、ソフトウェア等の製品の追加導入が必要な場合、独立行政法人都市再生機構殿に報告し、ご裁可いただいた上での実施という理解でよろしいでしょうか。また、追加導入にあたり発生する費用については、独立行政法人都市再生機構殿の負担という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>サービスの質の向上にあたり、ソフトウェア等の製品の追加導入が必要な場合、当機構に報告し、承認した上での実施という理解で良いです。また、追加導入にあたり発生する費用については、協議させていただきます。</p>	

項番	頁番号	項目	意見等	回答案	修正内容
3	9	5(1)スケジュール	<p>契約締結 3月頃</p> <p>との記載がありますが、別添1 調達仕様書(案)P2の方に、「平成29年2月1日から同年3月31日までの間を、新UR-NET構築事業者及び既存運用支援者からの運用支援業務の引継ぎ期間とする」と記載されていますが、契約締結時期より前に引継ぎの開始はできないので、どちらの記述が正しいのか、ご教示下さい。</p>	<p>契約締結時期より前に引継ぎの開始はできないとの理解で正しいです。仕様書案を右記のとおり修正いたします。</p>	<p>調達仕様書案3(1)契約期間の「なお、平成29年2月1日から同年3月31日までの間を…」を「なお、契約日から平成29年3月31日までの間を…」に修正</p>
4	12	7(1)開示情報	<p>別紙1「従来の実施状況に関する情報の開示」</p> <p>について、平成27年度の要件と今回の調達要件の内容は同等でしょうか。同等ではない場合は、作業量の増減の予測についてご教示ください。</p>	<p>平成27年度の要件と今回の要件の内容は同等ではございません。作業量としては増えていると想定しております。</p>	
5	12	8(2)イ	<p>請負者は、あらかじめ当機構と協議した上で、当機構の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に本業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。</p> <p>との記載がありますが、</p> <p>問合せ管理用のシステムを導入させて頂くことは可能か確認させてください。</p>	<p>問合せ管理用のシステムについては、当機構と協議した上で、当機構の業務に支障を来さない範囲内において、導入いただくことが可能です。</p>	

項番	頁番号	項目	意見等	回答案	修正内容
6	15	9(3)	<p>力契約内容の変更 当機構及び請負者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。</p> <p>キ機器更新等の際における民間事業者への措置 当機構は、次のいずれかに該当するときは、請負者にその旨を通知するとともに、請負者と協議の上、契約を変更することができる。</p> <p>(ア)ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新・バージョンアップ等に伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき</p> <p>(イ)セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき</p> <p>(ウ)当機構の組織変更や人員増減に伴うシステム利用者数の変動等により業務量に変動が生じるとき</p> <p>(エ)ハードウェア等に関する対応について組織改編や人員増減により、クライアントPC等の増減が生じた場合</p> <p>との記載について、</p> <p>別の箇所でもパソコン台数が記載されておりますが、当初入札時点で既に費用を考慮しておくべき端末台数増やリプレース等の予定があればご提示下さい。</p> <p>機器更新や新システム稼働開始時については、新システムへの問合せに対応するための関連資料をご提示頂き、相当の準備期間を頂けるとの認識で宜しいでしょうか?また、本調達の要件を超える内容の問合せについては、確認先を設置頂けるとの認識で宜しいですか。</p>	<p>パソコン台数については実施要項案作成時点から300台増加しております。</p> <p>機器更新や新システム稼働開始時については、必要な関連資料については提示いたします。準備期間については必要な期間をもうける予定ですが、具体的な日数については協議させていただきます。本調達の要件を超える内容の問い合わせについては、確認先を設置いたします。</p>	

項番	頁番号	項目	意見等	回答案	修正内容
7	18	12(3)	<p>本業務請負者の責務</p> <p>ア本業務に従事する請負者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。</p> <p>イ請負者は、法第54条の規定に該当する場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。</p> <p>ウ請負者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。</p> <p>エ請負者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当機構に通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。</p> <p>との記載がありますが、</p> <p>アでより公務に従事する職員とみなされる場合、具体的に何に気をつければよいのでしょうか。</p> <p>また、法第54条～56条とは、どの法律の条文かと言う事と内容をご教示下さい。</p>	<p>刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされます。具体的事項については各法令を参照ください。法第54条～56条については、1.趣旨に記載しておりますとおり、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成十八年六月二日法律第五十一号)を指しております。内容については法令を参照ください。</p>	
8	-	別紙3-8	<p>人事異動処理</p> <p>について、</p> <p>請負者の業務として「内容確認」「作業実施」「報告書作成」の項目がありますが、調達仕様書(案)にはその記載がありません。いずれの記載が正しいのでしょうか？</p>	<p>別紙3-8については削除いたします。</p>	<p>別紙3-8について削除</p>